「八戸市プラスチック資源中間処理業務委託事業者選定プロポーザル」に関する質問に対する回答

No.	質問内容	資料の関連項目	回答
1	「製品プラスチックを中間処理し」という点について、実際に現地視察をしたわけではないが、長崎県長崎市「神ノ島リサイクル工場」において破砕機を導入しフレーク化しているが、八戸市においては破砕処理せずに圧縮・梱包する場合のみの中間処理に限られるのか。	実施要領 1ページ 1	市が想定する中間処理工程は、収集したプラスチックを選別、異物除去、圧縮・梱包、保管するものであり、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（容リ協）のガイドラインに準じたものです。 プラスチックを破砕機でフレーク化する処理は再商品化の工程であり、容リ協のガイドラインに準じた中間処理の工程には当たらないものと認識しております。
2	施設整備期限令和 11 年 8 月 31 日と記載されていますが、稼動可能な状態を意味するのでしょうか？ また許認可の取得完了も意味するのでしょうか？	実施要領 1ページ 1(4)	施設整備期限の意味合いには、稼働可能な状態であることに加え、許認可の取得完了も含みます。 なお、施設整備期限は、容リ協への次年度引き渡し申込み、環境省への施設の指定手続き、事業者との契約に関する手続き、施設の試運転等を考慮し、令和 11 年8月 31 日に設定したものです。ただし、これらの業務に支障のない範囲の期限延長であれば、事業者からの協議に応じることとしたいと考えております。
3	協定書締結前に同敷地内で有れば建設予定箇所の変更は可能ですか?	実施要領 1ページ 3	同一敷地内であれば、建設予定地の変更とは捉えませんので変更可能です。 ただし、変更後の収集車の搬入導線や設備配置等について、改めて協議する必要があるものと考えております。
4	履行場所について、プロポーザル企画提案で示された場所とされていますが、プロポーザル後に何らかの事情により変更を余儀なくされた場合、他予定地での業務委託は可能でしょうか？	特記仕様書 1ページ 4	施設の立地場所（整備用地）については、評価基準の1つとなっており、プロポーザルの公平性を確保する観点から、原則として変更できません。 ただし、立地場所（整備用地）の変更に伴い、業務上の効率化が図られる、委託料の大幅な軽減が見込まれる等、従来の提案より優れた内容であると認められる場合には、事業者からの協議に応じることとしたいと考えております。

5	「必要な許可等を有している（取得見込みを含む）」とは何の許可でしょうか。農地法等でしょうか。	実施要領 2ページ 5(1)②	実施要領2ページに記載のとおり、農地法、河川法、道路法、文化財保護法等を想定しております。施設を整備する場所により、必要となる許認可は変わるものと考えられますので、適宜、ご確認ください。
6	整備予定地（中間処理施設）は賃貸倉庫でも可能でしょうか。可能な場合、貸主からの 15 年間にわたる「土地・建物使用承諾書」（※一般廃棄物処理施設としての使用承諾書）は必須でしょうか。	実施要領 2ページ 5(1)②	容リ協のガイドラインに準じた中間処理ができるのであれば、整備予定地（中間処理施設）は賃貸倉庫でも可能です。 本プロポーザル企画提案書提出時点では、承諾見込みである旨を任意の様式に記載し、様式8の添付書類としてご提出ください。 なお、「土地・建物使用承諾書」は、施設整備の確実性を保証する書類と解されますので、市との協定書締結前には確認が必要な書類の1つとしてご提出いただくことになります。
7	受入貯留ヤードの「十分なスペース」について、例えば最低何㎡程度のなどの目安はあるのでしょうか。	特記仕様書 2ページ 7(1)③	市では、各種ヤードの面積や体積計算指数等を定めておりません。事業者の考えに基づいたご提案をいただきたいと考えております。
8	搬入プラスチック資源量について、1,700t/年の場合（1,700t/208 日）で約 8.2t/日、2,200t/年の場合（2,200t/208 日）で約 10.6t/日となりますが、プラスチック資源貯留ヤード、プラスチックベール保管ヤード及び不適合物の保管ヤードの市側が求める査定基準となる面積や体積計算指数があればお聞かせ願います。	特記仕様書 2ページ 7(1)②	市では、各種ヤードの面積や体積計算指数等を定めておりません。事業者の考えに基づいたご提案をいただきたいと考えております。
9	建築基準法第 51 条ただし書きによる許可について、様式7に添付する資料とは、建築指導課から出される確認書類（確認印・回答書等）が出されるという認識でよろしいでしょうか。	様式7	市建築指導課から建築基準法第 51 条のただし書き後段による許可に係る確認書類（確認印・回答書等）が出されるということではありません。 市建築指導課に事前相談を行った上で、様式7、または様式7に記載のある書類を作成し、確認を受けていただく流れとなっております。

10	「施設の整備地等について書面により説明」の書面は何の書面でしょうか。また、51 条との関係はどうなるのでしょうか。また、「施設の整備地（整備予定地）等について書面により説明」の書面とは土地平面図の事でしょうか。	実施要領 2ページ 5(1)②④	市が想定する書面は、様式7（様式7の添付書類を含む）、又は市建築指導課に事前相談を行った上で作成した書類となります。
11	提出期限４週間前の日付はいつになりますか？ ４週間前の理由は何でしょうか？	実施要領 2ページ 5(1)④ア	建築基準法第 51 条のただし書き後段による許可については、都市計画審議会で審査、決定されますが、市建築指導課が審議会に諮る上で、法令等に照らして施設の整備地として支障がないかどうか、予め確認する手続きに要する期間として想定しています。 したがいまして、ある程度余裕をもってご相談されることをお勧めします。
12	搬入量の増量に関する調書で 1,700ｔ～2,200tを超える状況となった場合の具体的な対応方針について示すことになっていますが、上限値が分からないことには、設備能力不足や保管スペース不足を引き起こしかねませんので、上限値の設定をお願いすることは可能でしょうか？	様式 10	市では、特記仕様書2ページ7（1）②に記載のとおり、年間搬入見込量 2,200t程度を処理できる施設の整備を前提として求めており、これを超えるプラスチック資源が施設に搬入されることとなった場合、事業者においてどの程度まで対応が可能なのか、どのような対応方針により業務を遂行するのか等について、様式 10 でお伺いしたいと考えております。このため、2，200tを超える上限は設定しておりません。 したがって、事業者の創意工夫により対応可能な処理数量をお示しいただくことも様式 10 の記載例の一つと考えております。

13	業務実績として想定しているのは「容リ法に基づく中間処理委託（市町村）の実績」と考えて宜しいでしょうか。或いは一般廃棄物・産業廃棄物・有価物（買取）の受入形態でも実績として認めるのでしょうか。 また、類似資源物の実績について、ペットボトルと紙製容器包装のいずれか片方の実績でよいか、両方の実績が必要かお教えください。	実施要領 3ページ 5(1)⑤	（前段） 容リ法、またはプラ新法に基づく中間処理委託（市町村）の実績をお示しください。 （後段） ペットボトル、紙製容器包装のいずれかの実績でも構いません。
14	将来的に 2,200t/年との事だが、今後の可能性とし八戸市以外も想定した数値ですか?	特記仕様書 2ページ 7(1)②	環境省マニュアルに準拠すると、搬入見込量は 3,200t になりますが、今回設定した 1,700t～2,200tについては、他都市の実績を参考としながら、当市の見込み量を算出したものです。
15	Aランク判定を目指すに当り、委託収集物の不適合割合が 10%を想定以上に上回った場合、選別人員の増加、又は選別ラインへの選別機器の追加設置など生じる恐れが有るが、市ではどの様に対処して頂けますか?（委託費の見直し等）	特記仕様書 4ページ 7(2)⑧	容リ協のガイドライン等に準じ、プラスチック資源の中間処理を行うことが事業者の請負業務となります。施設に搬入されるプラスチックの不適合割合が多い場合であっても、容リ協基準の達成を目指して、業務を遂行していただく必要があります。 なお、市としてもプラスチックの適正排出に向けた普及啓発に努めてまいります。
16	提案見積価格は仕様書に示された年間搬入見込み量を前提として算定しています。契約期間中に実際の搬入量が当初見込み量から著しく減少した場合、業務運営に必要な人員配置及び設備維持費への影響が大きいことから、契約単価または契約金額の見直しについて協議することは可能でしょうか？	実施要項 9ページ 9(4)⑩	提案見積書では、プラスチック資源の年間搬入見込量 1，700t 程度の処理に要する経費として、施設整備費及び管理運営費等を総合的に勘案して見込んでいただくこととしております。 ご質問は、搬入量が想定を著しく下回り、事業者の収入が減少する一方で、固定費の支出が続く状況を懸念してのことかと思いますが、そのような状況が業務運営に大きく影響を及ぼすと認められる場合には協議に応じることとしたいと考えております。

17	プロポーザルで提案見積書に記入した金額については、契約期間を通じて安定した業務遂行に努めますが、近年の物価上昇、人件費高騰及びエネルギー価格の変動状況を踏まえ、契約後に受託者の責によらない著しい経済環境の変化が生じた場合は、業務品質の維持及び安定的な事業運営の観点から、契約単価または契約金額の見直しについて協議することは、可能でしょうか？	実施要領 2ページ 4(4)	提案見積書では、15 年の契約期間中、安定的な業務運営が可能な金額をお示しください。 一方、受託者の責によらない著しい経済環境の変化が生じ、業務品質の維持及び安定的な事業運営に支障が生じると客観的に認められる場合には、協議に応じることとしたいと考えております。
18	管理運営費は15 年間の長期間を考慮して積算し見積もれば宜しいでしょうか。 ※15 年間、処理単価は完全固定でしょうか。	様式 12 運営管理費 ランニングコスト	(前段) お見込みのとおりです。 (後段) 受託者の責によらない著しい経済環境の変化が生じ、業務品質の維持及び安定的な事業運営に支障が生じると客観的に認められる場合には、協議に応じることとしたいと考えております。
19	令和8年から事業終了年度の人件費上昇率を3%と仮定した場合、最終年度には 170%上昇します。人件費をはじめ光熱水費等の変動に応じた改定(スライド条項等)はありますでしょうか。また、改定する場合の具体的指標をお教えください。	様式 12 運営管理費 ランニングコスト	提案見積書では、15 年の契約期間中、安定的な業務運営が可能な金額をお示しください。 一方、受託者の責によらない著しい経済環境の変化が生じ、業務品質の維持及び安定的な事業運営に支障が生じると客観的に認められる場合には、協議に応じることとしたいと考えております。
20	施設整備費(イニシャルコスト)について、協定締結後、イニシャルコスト部分についてのみ先行して八戸市等からの補助は可能か。	様式 12	施設整備費について、市からの先行補助は予定しておりません。

21	当然のことですが、本プロポーザルに関する委託契約者はコンソーシアム代表法人1社と考えて宜しいでしょうか。	実施要領 4ページ (2)	お見込みのとおりです。 実施要領2ページ4(3)に記載しております。
22	八戸市内業者と県外業者によるコンソーシアムの編成は可能でしょうか。また、審査会当日のプレゼンテーションにコンソーシアム構成会社であれば同席・参加は可能でしょうか。	実施要領 1ページ 3(5) 10 ページ 10(4)	市内業者と県外業者によるコンソーシアムの編成は可能です。また、コンソーシアムの構成会社であれば、令和9年2月 17 日に開催予定の企画提案審査会に参加可能ですが、実施要領 11 ページ 10(4)③に記載のとおり、参加できる人数は全体で3人以内です。
23	コンソーシアムの構成会社ですが、中間処理業務をコンソーシアム複数社で分担することは可能でしょうか。可能な場合、一般廃棄物設置許可取得要件を満たさなければ(5t/日未満)一般廃棄物設置許可は不要と考えてよいでしょうか。また、不要となれば、実施要領2項(1)②との整合性は取れなくなる為、一般廃棄物設置許可は必須と考えて宜しいでしょうか。	実施要領 2ページ 5(1)②	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容リ法)施行規則第2条第1項第2号で、「人口 30 万未満の市町村に係る施設は、中欄に掲げる物ごとに、1か所当該施設が設置されるものであること」と規定されていることから、複数社(複数施設)による中間処理業務の分担実施は、対象外であると認識しております。
24	ベール品は容器プラと製品プラ混合の梱包となるが、混合比率を出す必要無しの認識で良い?	特記仕様書 2ページ 6(4)	日常業務の中で、混合比率を把握する必要はありませんが、年2回程度、容リ協が実施する品質調査に対応し、比率を把握する必要があります。
25	再商品化事業者への引渡し時、トラックスケールで計測との認識で良いですか?	特記仕様書 2ページ 6(7)	プラスチックベールを計量する業務に関するご質問かと思いますが、容リ協の示す「業務手順書」によると、中間処理事業者(市町村)と再商品化事業者の双方が容リ協への引渡量を報告する必要があります。 また、トラックスケールでの計測は、他都市や八戸リサイクルプラザへの聞き取り結果からも、一般的な手法であると認識しております。

26	市が回収するプラスチック資源は容リ協基準（50㎝未満、素材が概ねプラ等）と同等と考えてよろしいでしょうか。 また、受入袋は市販の袋（市の指定袋以外）で考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書 2ページ 7(1)②	（前段） お見込みのとおりです。 （後段） 受入袋については、市の指定袋にするかどうか、現在、検討中です。
27	搬入時間は9時～16 時（12～13 時は昼休憩）で考えて宜しいでしょうか。 収集車両の搬入集中ピーク時間帯、1日あたりの想定最大搬入台数、受入ヤードでの運用ルール等があればご教示ください。	特記仕様書 2ページ 7(1)③	（前段） お見込みのとおりで構いません。 （後段） 収集車両の搬入ピークの時間帯については、施設の設置場所や収集エリア等によって異なるものと考えられるため、現時点での想定は難しいところです。 1日あたりの想定搬入台数についても、今後、プラスチック資源の収集運搬体制を構築する中で精査していくこととなります。参考までに、市が想定するプラスチック資源の量から推計すると、1日あたりの搬入量は、1,700t/年の場合（1,700t/208 日）で約 8.2t/日、2,200t/年の場合（2,200t/208 日）で約 10.6t/日です。 受入ヤードの運用ルールについては、八戸市の家庭から収集されたプラスチック資源を明確に区分して保管すること等、容リ協ガイドラインを十分に確認しながら設定していく必要があるものと考えております。
28	委託収集にて、1 日当りの運搬車両数（中間処理施設への搬入台数）は想定していますか?	特記仕様書 3ページ 7(2)①	1日あたりの想定搬入台数については、今後、プラスチック資源の収集運搬体制を構築する中で精査していくこととなります。参考までに、市が想定するプラスチック資源の量から推計すると、1日あたりの搬入量は、1,700t/年の場合（1,700t/208 日）で約 8.2t/日、2,200t/年の場合（2,200t/208 日）で約 10.6t/日です。

29	配置が求められる一般廃棄物処理施設技術管理者の具体的な資格基準（廃棄物処理施設技術管理者【破砕・リサイクルコース】講習の終了・認定書が必須など）を教えてください。	特記仕様書 2ページ 7(1)⑮	一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「破砕・リサイクル施設コース」の試験合格により認定される「破砕・リサイクル施設技術管理士」の資格であれば、一般廃棄物処理施設技術管理者の資格とみなすことができます。
30	「一般廃棄物処理施設技術管理者」について、「破砕・リサイクル施設技術管理士」の資格を取得しているが、「一般廃棄物処理施設技術管理者」とみなしてよいか。	特記仕様書 6ページ 7(2)㉔イ	一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「破砕・リサイクル施設コース」の試験合格により認定される「破砕・リサイクル施設技術管理士」の資格であれば、一般廃棄物処理施設技術管理者の資格とみなすことができます。
31	一般廃棄物処理施設技術管理者は、破砕・リサイクル施設技術管理士との認識で良いですか?	特記仕様書 3ページ 7(1)⑮	一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「破砕・リサイクル施設コース」の試験合格により認定される「破砕・リサイクル施設技術管理士」の資格であれば、一般廃棄物処理施設技術管理者の資格とみなすことができます。
32	提出書類に含まれる従業員名簿は、本事業を行う事業所の従業員および本事業に関わる従業員のみの記載で宜しいでしょうか。	特記仕様書 6ページ 7(2)㉔イ	お見込みのとおりです。
33	一般廃棄物の再委託は廃棄物処理法上で禁止ですが、委託費は何を想定していますか。	様式 12 委託費	ご指摘の再委託の禁止については、施設の管理運営に係ることかと思います。一方、様式 12 の「委託費」は施設整備を想定した欄で、例えば施設整備に要する設計委託等を想定しておりますが、必要のない場合は、適宜、削除して構いません。
34	見積額計算書にて、項目内容は変更可能ですか?	様式12	項目内容の変更（追加、削除等）は可能です。